

番号	設定項目名	制度名	乳幼児						いわき市						
			乳幼児						重度心身障害者	ひとり親家庭等	妊産婦10割給付	重度心身障害者	子ども		
1	保険番号		145	245	345	445	199	100	146	399	299	144	246	346	545
2	法別番号		45	45	45	45	45	00	46	46	99	44	46	46	45
3	短縮制度名		乳児市国	乳児社組	乳市国食有	乳社組食有	乳児償還	乳児免除	マル障	障害償還	親償還	妊婦	一般障害	老人障害	いわき子
4	保険公費種別区分		7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
5	法別番号チェック区分		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6	検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
7	受給者検証番号チェック区分		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
8	公費主保区分		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
9	年齢(開始～終了)		0 - 15	0 - 15	0 - 18	0 - 15	0 - 6	0 - 15	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 999	0 - 64	65 - 999	6 - 18
10	点数単価		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
11	レセプト負担金額		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
12	レセプト請求(印刷)		3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
13	レセプト記載		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14	外来負担区分		2	1	2	1	3	2	2	3	3	2	1	2	1
15	1回負担割合		0	0	0	0	100	0	0	100	100	100	0	0	0
16	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
18	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20	1月院内上限額		0	21000	0	21000	0	0	0	0	0	0	21000	0	21000
21	1月院外上限額		0	21000	0	21000	0	0	0	0	0	0	21000	0	21000
22	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23	薬剤負担		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24	入院負担区分		2	1	2	1	3	2	2	3	3	2	1	2	1
25	1回負担割合		0	0	0	0	100	0	0	100	100	100	0	0	0
26	1回固定額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27	1回上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28	1日上限額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29	1日上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30	1月上限額		0	21000	0	21000	0	0	0	0	0	0	21000	0	21000
31	1月上限回数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32	1日食事助成額		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33	食事療養費		3	1	1	1	1	1	1※	1	1	3	1	1	1

(注) 乳幼児医療費

「乳児市国」(市町村国保の公費受給者に適用願います。レセプトによる請求で本人負担の無い10割給付です。窓口での食事負担がない場合はこちらをご使用ください。)
 「乳児社組」(社保および組合国保の公費受給者に適用願います。現物給付化に移行している特定の市町村で摘要されます。適用年齢は市町村によって異なるようです。窓口での食事負担がある場合はこちらをご使用ください。)
 「乳市国食有」(市町村国保の公費受給者に適用願います。レセプトによる請求で本人負担の無い10割給付です。窓口での食事負担がある場合はこちらをご使用ください。)
 「乳社組食有」(社保および組合国保の公費受給者に適用願います。現物給付化に移行している特定の市町村で摘要されます。適用年齢は市町村によって異なるようです。上限額までは窓口での食事負担がない場合はこちらをご使用ください。)

- 【注1】 現物給付準拠の請求方式を採用している市町村に適用下さい。 サンプルとして**福島市といわき市**で運用されている請求方法を提供します。負担者番号で仕分け
- 【注2】 負担上限額は市町村により異なります。 上記設定金額は、福島市で運用されている金額です。 **いわき市・郡山市**では¥21,000-のようです。※福島市も21000円となったようです。
- 【注3】 他の市町村で異なる請求方法を運用されている場合はユーザにてカスタマイズ対応をお願いします。
- 【注4】 特殊な助成方法(助成上限額以上の高額療養費扱いが償還払い)のため、保険番号「245」「445」に対しては、ORCA本体側で助成処理付加機能が追加実装されています。

※ 会津美里町、会津坂下町も適用されているようです。市町村によって適用年齢が異なります。会津坂下町の請求書は現在提供している「乳幼児医療費請求書」と同一の様式のようです。

「乳児免除」(償還払い方式を採用している市町村で、当該患者の院内管理を必要とされる医療機関でご使用下さい)
 「乳児免除」(地方公費ではないようですが国保患者で市町村によって自己負担が免除される旨保険証に記載があるようです。補助区分が設定できないため退職者患者に適用下さい。)

重度心身障害者医療費

※レセプトには10割との記載が必要のようです。別途システム管理マスク「2006 レセプト特記事項編集情報」の設定が必要となります
 「マル障」(現物給付準拠の請求方式を採用している市町村に適用下さい。窓口負担金額の多寡に関わらず全額助成の制度対象受給者に適用下さい)

ひとり親家庭等医療費

「障害償還」(償還払い方式を採用している市町村で、当該患者の院内管理を必要とされる医療機関でご使用下さい)

妊産婦10割給付

「親償還」(償還払い方式です。当該患者の院内管理を必要とされる医療機関でのみ適用下さい)

「妊婦」(市町村国保患者のみ適用です)

★ いわき市
障害

いわき市では特殊な助成方法「一般障害(246)」(助成上限額以上の高額療養費扱いが償還払い)と全額助成「老人障害(346)」の2種類がありますので、使い分けて運用してください。

「一般障害」一定額以上(21000円以上)の負担金の場合には一旦窓口で全額負担となり患者さん自身で償還払いとなります。その為の特別処理を本体側の実装しています。

「老人障害」窓口では自己負担なしです。なお、本体側で「7300円+α」の助成金請求額計算を実装しています。

子ども

市町村国保はレセプトによる請求で本人負担の無い10割給付です。社保および国保組合は「小学生医療費一部負担金請求書」で請求します。カスタマイズをお願いします。
 市町村国保の場合は、保険番号345と同制度なのでこちらをお使いください。※平成23年4月より窓口無料化のようです。平成24年7月より「小学生医療」から「子ども医療」への変更に伴い、年齢上限の変更。
 特殊な助成方法(助成上限額以上の高額療養費扱いが償還払い)のため、保険番号「545」に対しては、ORCA本体側で助成処理付加機能が追加実装されています。

※ 制度変更 (17年10月～) 食事療養費の助成が無くなり自己負担となりました。

※ 平成23年10月から福島市乳幼児の年齢上限変更